



村民憲章

- ◆心と体をきたえ、健康をほこれるまちにします。
- ◆個性とうるおいにみちた、文化のまちにします。
- ◆力をあわせいきいきと働き、活力にみちたまちにします。
- ◆水とみどりを守り、くらしと自然の調和するまちにします。
- ◆ささえあう心を育て、あたたかくふれあうまちにします。

お知らせ版

村制施行120周年

平成21年

たきざわ

10月15日号

No.761

●編集・発行 滝沢村

広報情報課 〒020-0192 岩手県岩手郡滝沢村鶴岡字中鶴岡55番地 ☎019-684-2111 FAX019-684-1517

○インターネットホームページ(パソコン・携帯電話兼用) URL <http://www.vill.takizawa.iwate.jp/>

元気アップ教室のご案内

住民の皆さんを対象に、運動習慣の定着を目的に、屋内での軽スポーツを行います。(通院治療中の人は主治医と相談の上、申し込みください)

●日時・場所

11月16日(月)午前10時半～正午(午前10時受け付け、初めて参加する人は午前10時集合)、総合公園体育館2階会議室

●持ち物など

健康手帳、室内用運動靴、飲料水、運動できる服装

●申し込み・問い合わせ

11月13日(金)までに健康推進課(内線144)に申し込みください。

両親学級のご案内

●日時・場所・内容

11月29日(日)午前9時35分～午後1時、滝沢ふるさと交流館で助産師の話や沐浴(もくよく)実習、赤ちゃんのお世話体験、妊婦体験

●対象

妊婦とパートナー12組(先着順)、家族の皆さんも大歓迎です。

●持ち物 母子健康手帳など

●申し込み・問い合わせ

11月24日(火)までに健康推進課(内線145)に申し込みください。

高齢者対象の季節性インフルエンザ予防接種

季節性インフルエンザの予防接種の対象になる65歳以上の皆さんなどが、指定医療機関で接種される場合に、料金の一部を助成します。なお接種券は、指定医療機関の受け付けでお渡しします。

また、インフルエンザの感染を予防するために、マスクの着用、せきエチケット、手洗い、うがいなど、普段から努めていきましょう。

●対象者

滝沢村に住所があり、自らの意思で接種を希望する人

①接種日に65歳以上の人

②接種日に60歳以上65歳未満で、心臓やじん臓、呼吸器の機能に日常生活が極度に制限される障がい有する人、またはヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がい有する人で、身体障がい者手帳の1級をお持ちの人。

●接種回数 1回

●自己負担金 2,000円

生活保護を受けている人は自己負担金が免除になります。

事前に免除の手続きが必要になりますので健康推進課に連絡いただくか、直接来所する場合は印鑑をご持参ください。

●実施期間

11月2日(月)～平成22年1月30日(土)

●指定医療機関

指定医療機関は、滝沢村内や岩手郡内、盛岡市内の医療機関です。かかりつけ医へご相談ください。

かかりつけ医が接種を行っていない場合は、健康推進課に問い合わせください。

特別な事情で指定医療機関以外(例えば県外)での接種を希望する場合も連絡ください。

●持ち物

健康保険証、お持ちの人は健康手帳、対象者の②に該当する人は身体障がい者手帳を持参してください。

●本人の意思確認の必要性

インフルエンザ予防接種は、主に個人の予防目的のために行うものですので、必ず受けなければならないものではありません。

接種を受ける皆さんの意思に基づいて、その責任において行うものです。

●問い合わせ

健康推進課(内線143)

受診を忘れずに

特定健康診査と長寿健康診査、基本健康診査の健診期間は、十月三十一日(土)までです。

特定健康診査(四十～七十四歳の人)と長寿健康診査(主に七十五歳以上の人)、基本健康診査(四十歳以上で生活保護を受けている人など)の健診期間は、十月三十一日(土)までになっています。

健康を守るためには年一回の受診が大切です。

自分の健康状態を把握し、生活習慣病の予防や改善に役立てるためにも、まだ受診していない人は、忘れずに受診しましょう。

なお、受診券などを紛失された場合は、再発行しますのでご連絡ください。

※「協会けんぽ」などに加入されている皆さんで、受診券などを紛失された場合は、それぞれの保険者に問い合わせください。

●問い合わせ

保険年金課(内線185)

埋蔵文化財センターで 恐竜の発掘を疑似体験

村埋蔵文化財センターでは「きみも恐竜博士だ！恐竜化石を発掘しよう！」を開催します。

発掘の疑似体験ができます。掘り出した後は、恐竜化石模型として楽しめます。

▶日 時

11月1日(日)と3日(火)、7日(土)、8日(日)、時間はいずれも午前10時～午後1時、材料が無くなり次第終了させていただきます。

▶場 所

村埋蔵文化財センター

▶参加費

材料費 1,300円

▶対象者

小学校1年から

▶問い合わせ

村埋蔵文化財センター (☎ 694 - 9001)

睦大学第7回教養講座 受講者募集しています

▶日 時

11月9日(月)
午前10時～正午

▶場 所

村公民館ホール

▶内 容

吉田葉子さんによる講話「高齢者社会だからこそ生活設計～逆戻りは出来ない人生・人は学んだように生きる」

※この講話は、睦大学教養講座として開催しますが、どなたでも受講できます。

▶問い合わせ

村老人福祉センター (☎ 684 - 2233)

大沢ストック花まつり 気軽にご来場ください

集落営農の一環として、ことしも恒例の大沢ストック花まつりを開催します。

▶日 時

10月25日(日)
午前9時～午後2時

▶場 所

J A新しいわて南部マテリアルセンター(旧滝沢南部支所)

▶内 容

①花・野菜・雑穀などの直売

大沢地区で生産されたストックや小菊などの花、大根やニンジン・ゴボウ・キャベツ・白菜などの採りたて野菜、いなきびなどの雑穀を格安で提供します。

②そばコーナー

③その他

もちまき、大沢さんさ踊り、大沢保育園児演技、ストック花プレゼント(先着50人)など

▶問い合わせ

農林課(内線256)

滝沢勤労青少年ホームの講座受講生を募集

●募集講座

講座名・内容	日 時	定員	講師・受講料
そば打ち (滝沢食の匠の味! そば打ちとエコ料理「野菜のたまご」づくり)	11月9日、16日 いずれも月曜日、全2回 19:00～21:00	10人	斉藤ケイさん 全部で1,600円
陶芸(形作りのみ) (オリジナル器づくりにチャレンジ!)	11月11日、18日、25日 いずれも水曜日、全3回 19:00～21:00	10人	長内潤子さん 全部で3,000円
大人のマナー (大人として覚えておきたい! 結婚式、葬儀のマナー)	11月13日、20日、27日 いずれも金曜日、全3回 19:00～21:00	10人	中村仔さん、無料

●応募対象者 原則として、村内に居住か勤務している15歳以上35歳未満の人。
(定員に満たない場合は一般の人でも受け付けます)

●申し込み・問い合わせ

希望される場合は、土・日曜、祝日を除く午前9時～午後9時に滝沢勤労青少年ホーム(☎ 688 - 2032、FAX 688 - 3130)に電話かFAXで氏名・住所・年齢・電話番号をお知らせください。なお、定員になり次第締め切らせていただきます。

滝沢勤労青少年ホームのクラブ会員を募集

勤労青少年ホームは、働く若者の皆さんが、各種講座やクラブ活動を通じて趣味や教養の向上、心身のリフレッシュ、仲間づくりなど楽しく充実した余暇を過ごしていただく施設です。

●クラブ名・活動内容・活動日時

①お菓子サークル SWEETST …お菓子やお料理を楽しく作っています。月1回月曜日、午後7時～午後9時

②エアロビックサークルのぞみとワンツービート …運動不足解消! 心身ともにリフレッシュ。毎週火曜日、午後7時15分～午後8時半

③まつたけ FC …一緒にフットサルを楽しもう。毎週木曜日、午後7時～午後9時

④いけばな池坊 …暮らしの中に花を飾りましょう。毎週木曜日、午後7時～午後9時

⑤よさこいサークルセキレイ …踊り・まつり好き集まれ! イベント多数出演。

毎週金曜日、午後7時～午後9時

⑥日本舞踊クラブ …新趣向の日本舞踊を分かりやすく教えます。毎週1回、午後7時～午後9時

※新規クラブやサークルを随時募集しています。

●会員登録

クラブ活動をするときはホーム会員登録が必要です。滝沢村に居住か勤務している15歳以上35歳未満の人ならどなたでも会員登録できます。

会員登録すると施設使用料が無料になり、クラブ活動や交流会、各種情報提供などがあります。

●会 費

ホーム自治会の年会費として500円(登録会員で組織されている任意の団体で活動費として利用)

●申し込み・問い合わせ

滝沢勤労青少年ホーム (☎ 688 - 2032)

60歳以上の皆さん対象 村長杯囲碁・将棋大会

▶開催日

11月14日(土)
午前9時半～

▶開催場所

村老人福祉センター1階集会所

▶競技の種類

囲碁の部、将棋の部

▶参加費

1,000円(昼食代ほか)

▶参加資格

村内にお住まいの60歳以上の皆さん

▶申し込み・問い合わせ

11月6日(金)までに、老人福祉センター(☎ 684 - 2233)に申し込みください。

職場でのトラブルなど 無料の労働相談会開催

職場でのトラブルで困っていませんか?

岩手県労働委員会では、事業主と労働者との間の職場でのトラブル(解雇やいじめ、労働条件切り下げなど)を抱えている皆さんのために、必要によりその間に入り円満解決を図るなど、無料の労働相談会を開催します。

▶期 日

10月26日(月)～30日(金)

▶時 間

午前9時～午後4時

▶場 所

岩手県庁11階

▶問い合わせ

岩手県労働委員会 (☎ 629 - 6276)

スズメバチに注意！

スズメバチに関する情報が村に多く寄せられています。

スズメバチの活動は11月ころまで続くことされ、特に巣の付近では大きな音や動きにハチが反応しますので注意してください。

巣を駆除するときは、業者への委託が一番安全です。タウンページの「消毒業」を参照してください。有料になりますので、頼む前に見積りなどの確認をお願いします。

なお、村では自宅など個人の敷地について、シロアリなどと同様に駆除は行っていません。

●問い合わせ
環境課（内線 273～276）

村の介護予防事業従事 保健・看護師など募集

村の介護予防事業や介護予防ケアマネジメントに従事する保健師などを募集します。（業務が未経験でも可）

▶募集職種・資格

保健師か看護師、または介護支援専門員のいずれか1つ以上の資格を有し、村内か近隣市町村にお住まいの通勤可能で普通自動車運転免許をお持ちの人。

▶募集人数 2人

▶勤務時間 週30時間

▶雇用期間

平成22年3月31日まで（以後も雇用期間を更新する予定）

▶賃金など

・保健師 1時間1,185円

・看護師 1時間1,080円

※過去の職種の経験年数に応じて賃金が高くなる場合があります。

※通勤距離に応じて通勤割り増しがあります。

※社会保険・雇用保険に加入します

▶申し込み・問い合わせ

高齢者支援課にある申込用紙に必要事項を記入し、10月30日（金）までに高齢者支援課（内線133）に提出してください。

新体操フェスタを開催 入場整理券は4会場

「新体操フェスタ in たきざわ2009」を、10月25日（日）午後1時から滝沢総合公園体育館で開催します。（練習会は午前9時から開催しています）

入場は無料ですが、入場整理券を村内4施設でお求めください。（入場整理券を

お持ちの皆さんが優先になります）

▶入場整理券配布場所

村総合公園体育館（☎687-3311）、東部体育館（☎688-4872）、村多目的研修センター（篠木 ☎684-2632）、勤労者体育センター（大釜 ☎687-1466）

▶問い合わせ

滝沢村体育協会（☎687-3311）

北部コミセン祭を開催 気軽にご来場ください

滝沢村北部コミュニティセンターの拠点活動の一環で、恒例の北部コミセン祭を開催します。

▶日時 11月1日（日）

午前9時～午後3時

▶場所

滝沢村北部コミュニティセンター

▶内容

・北部コミセンで活動する地区住民やサークル、団体などの皆さんの活動成果の展示、舞台発表

・食堂、喫茶コーナー、産直コーナー、おもしろ実験コーナー、餅まきなど

▶問い合わせ

村北部コミュニティセンター北部コミセン祭実行委員会（☎688-5111）

男女共同参画社会実現 計画推進の委員を募集

男女が共に支えあい、喜びも責任も分かち合う社会を築くため、村男女共同参画計画「たきざわ輝きプラン」を推進する委員会の委員を募集します。

委員会出席に伴う旅費や報酬はありません。また任期は平成23年3月31日までです。

▶応募要件・人数

村内に住所がある20歳以上の男女共同参画社会に関心があり委員会に出席できる人、5人以内

▶応募方法・選考方法

「男女共同参画社会を実現するために」がテーマの作文（800字程度）を作成し、住所・氏名（ふりがな）・生年月日・性別・電話番号・職業を記入の上、応募してください。

提出された書類で選考し、本人に結果を通知します。

また、応募者多数の場合は、男女比を考慮し決定します。

▶応募期限 11月16日（月）当日必着

（郵送、メール可）

▶応募先・問い合わせ

住民協働課（内線396、E-mail: sankaku@vill.takizawa.iwate.jp）

盛岡競馬場でイベント 村観光協会が観光PR

滝沢村観光協会では、盛岡競馬場（OROパーク）でチャグチャグ馬コの里滝沢村観光協会長DAYを開催します。

当日は特産物・飲食店コーナーの設置など村の観光物産のPRや、チャグチャグ馬コの記念撮影会などを用意し、皆様のご来場をお待ちしています。

▶日時 10月25日（日）

午前9時～午後5時

▶場所 盛岡競馬場（OROパーク）

▶問い合わせ

滝沢村観光協会（商工観光課内 内線265）

県の最低賃金が1時間 631円に変わりました

10月4日から「最低賃金額」が改定され、1時間631円に変わりました。

最低賃金より低い賃金を労働者、使用者双方の合意の上で定めても、それは法律によって無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとされます。

▶問い合わせ

岩手労働局労働基準部賃金室（☎604-3008）

産文センターアピオで いわて就職面接会開催

平成22年3月卒業予定の大学院、大学、短大、高専、専門・専修学生、既卒者と一般求職者で、県内企業に就職を希望する皆さんが対象です。

▶日時 11月19日（木）午後1時～

▶場所 岩手産業文化センターアピオ

▶問い合わせ

「財団法人ふるさといわて定住財団」（☎653-8976）

労働保険適用促進月間 事業主は保険に加入を

11月は「労働保険適用促進月間」です。

労働保険は政府が管理、運営している強制的な保険で、原則として労働者（アルバイトを含む）を1人でも雇っていれば、事業主は労働保険に加入しなければなりません。

▶問い合わせ

・岩手労働局（☎604-3003）

・労働基準監督署（盛岡 ☎621-5115）

・公共職業安定所（盛岡 ☎624-8906）

あすみ野団地と滝沢駅間 通勤「快」バス試験運行

公共交通の利用拡大を目指し、あすみ野団地と滝沢駅を直通で結び、IGRの盛岡駅方面の列車と接続するバスを、朝夕の通勤時間帯に試験運行しています。

●運行日

10月13日(火)～12月25日(金)の平日(土・日・祝祭日運休)

●運行時間

【朝：あすみ野団地→滝沢駅】

①午前6時55分発午前7時15分着

②午前8時10分発午前8時半着

【夕：滝沢駅→あすみ野団地】

①午後6時35分発午後6時55分着

②午後7時30分発午後7時50分着

●運賃 100円(滝沢駅～盛岡駅360円)

●問い合わせ

盛岡地域地球温暖化対策地域協議会事務局(岩手県地域企画室内 ☎629-5205)

道路工事についてお知らせします

村道一本木松島主幹線と村道大緩1号線の改良工事が始まります。通行の際は、現地の誘導標識に従い、注意して走行いただくようお願いいたします。

また、工事期間中は工事車両の出入りなどでご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

①一本木松島主幹線



●工事期間

①一本木松島主幹線

10月中旬～平成22年7月中旬

②大緩1号線

10月中旬～平成22年1月下旬

●問い合わせ

道路課(内線242・243)

②大緩1号線



犯罪被害に遭わないため

最近滝沢村では、住居、車や自転車に鍵を掛けずに盗難被害に遭う割合が高くなっています。

鍵を掛けて泥棒が簡単に侵入するのを防いだり、センサーライトを設置し夜間に人が近づいたときにライトが自動点灯することなどで、被害に遭う確率を減少させることができます。

まず、一番手軽にできる「鍵かけ」から始めましょう。

●問い合わせ 防災防犯課(内線373)

消費者トラブル情報

オレオレ詐欺などが県内で発生しています。

万が一、被害に遭った場合には、犯人に関する情報をすぐに警察にお知らせください。振り込んだ口座を凍結し、被害を防ぐことができる場合があります。

●なりすまし詐欺(オレオレ詐欺)

知人をかたる相手からの電話で、「自転車に乗ったおじいさんと接触事故を起こしてしまった。誠意を見せてほしいと言われて。少額でいいから助けてほしい」などと言われ、信用した被害者が指定された口座に約2万円を振り込み、だまし取られました。

●注意すること

名前をかたった本人に連絡を取り、事態の真偽を確認する冷静さを持ちましょう。

●問い合わせ 福祉課(内線137)

携帯用サイトに簡単アクセス!

こちらのQRコードから、滝沢村の携帯用ウェブサイトへアクセスできます。



国民健康保険一口メモ

出産育児一時金の支給額などが変わりました

出産育児一時金の支給額と支払い方法が、10月1日以降に出産される皆さんから変わりました。

①支給額が変わります

出産育児一時金が4万円引き上げられ、原則42万円になりました。

ただし産科医療補償制度に加入する病院で出産した場合に限ります。それ以外の場合は39万円になります。

②直接支払い制度が実施されます

掛かった出産費用に出産育児一時金を充てることができるように、原則として医療保険者から病院などに出産育児一時金が直接支払われることになりました。

今後は原則42万円の範囲内で、ま

まった出産費用を事前に用意しなくてもよくなります。

なお、出産費用が42万円を超える場合は、その差額は退院時に病院などにお支払いください。

また、42万円未満の場合は、その差額分を医療保険者に請求することができます。

●問い合わせ

詳しくは、国民健康保険の加入者は役場保険年金課(内線127・129)に問い合わせください。

それ以外の皆さんは加入されている医療保険者の窓口、または出産される病院などで確認してください。

1号被保険者には付加年金制度があります

国民年金の保険料は、4月から月額14,660円になっています。

このほかに月額400円を納めると、老齢基礎年金に付加年金が上乗せされます。この月額400円の保険料を付加保険料といいます。

付加年金は月額400円の保険料で、老齢年金に年額「200円×納付月分」が上乗せされます。付加保険料を納めることができるのは、農家、自営業などの国民年金の第1号被保険者に限られます。

例えば、50歳の国民年金の第1号被保険者が、月額400円の付加保険料を60

歳になるまで10年間支払ったとすると月額400円×120カ月(10年)で48,000円が支払った付加保険料の総額になります。老齢年金に上乗せされる年額の付加年金は200円×120カ月(10年)で24,000円になります。

総額48,000円の保険料の支払いで、年額24,000円の付加年金が上乗せされた老齢年金を、通常は65歳の翌月から生涯受給することができます。

●問い合わせ

付加保険料の納付を希望される場合や詳しくは、保険年金課(内線148)に問い合わせください。

